

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち  
かんしょ生産性向上緊急支援事業（でん粉原料用かんしょ産地対策事業）  
公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業（でん粉原料用かんしょ産地対策事業）（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

本事業は、でん粉原料用かんしょの生産性向上を目的に「こないしん」をでん粉原料用として生産・出荷するために必要な経費を助成するものとする。

第3 応募要件

- 1 本事業の公募に応募できる者は、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）にあって、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。
  - (1) 生産者の組織する団体
  - (2) 農業協同組合
  - (3) 農業協同組合連合会
  - (4) かんしょでん粉製造事業者
  - (5) 協議会（でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
  - (6) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
- 2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 3 1の(1)及び(6)の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 4 1の(5)の者については、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約があること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加

- (2) 10a 当たり労働時間を 10%以上削減
- (3) 10a 当たり収量を 2%以上増加
- (4) 3月植え及び4月植えの作付面積を 1%以上増加

## 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

## 3 事業実施計画の採択基準

- (1) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

## 第5 事業実施期間

令和5年度とする。

## 第6 助成

- 1 補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費であって本事業として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって「こないしん」をでん粉原料用としてかんしょでん粉製造業者に出荷したことが確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 2 補助額は、10アール当たり7,000円とする。
- 3 「補助対象経費の積算については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知。）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房通知。）によるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
  - (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
  - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
  - (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
  - (4) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組
  - (5) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
  - (6) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象

経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

## 第 7 審査方法等

- 1 九州農政局長は、応募者が第 3 の応募要件を満たすこと及び第 10 の 3 に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について、第 4 の採択要件等を満たしていることを審査した上で、農産局長に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- 2 農産局長は、1 により九州農政局長から提出された事業実施計画について、第 4 の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

なお、審査の経過は、応募者に通知しない。また、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

## 第 8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

## 第 9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、他の国からの補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

## 第 10 応募方法

### 1 公募期間

令和 5 年 3 月 24 日（金）から令和 5 年 4 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）

### 2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便による場合は以下の提出先の住所に、電子メールによる場合は以下の提出先の電話番号に連絡の上、聞き取ったメールアドレスにそれぞれ提出するものとする。

なお、ファックスによる提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せは、以下の問合せ先にし、問合せ時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時

まで（正午から1時までを除く。）とする。なお、電子メールによる問い合わせは、不可とする。

<提出先>

- ・九州農政局生産部園芸特産課  
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎  
TEL:096-300-6251

<事業に関する相談窓口>

- ・九州農政局生産部園芸特産課  
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎  
TEL:096-300-6251
- ・事業担当課：農林水産省 農産局地域作物課  
TEL:03-6744-2115（直通）

3 提出にあたっての留意事項

(1) 提出にあたっての留意事項

- ア 応募申請書（別紙様式1）
- イ でん粉原料用かんしょ産地対策事業 事業実施計画書（別紙様式2）
- ウ 規約、役員名簿、総会資料等、応募者の活動内容が分かる資料
- エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）

(2) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

(3) 応募書類を郵送等により提出する場合は、次に掲げる応募書類を封筒に入れ、「令和4年度補正予算でん粉原料用かんしょ産地対策事業応募書類在中」と表に朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により提出先窓口に提出することとする。また、余裕をもって投函するなどにより、提出期限内に必着するようにすること。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

(4) 申請書類を電子メールによる提出する場合は、(1)に掲げる書類を添付して、件名を「でん粉原料用かんしょ産地対策事業の申請書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その○（○は連番）とすること。

(5) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないよう作成すること。

(6) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和5年5月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和5年5月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金

の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

#### 1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は補助金の経理を当該事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、経理状況について公認会計士又は税理士の定期的な確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

#### 2 事業の推進

事業実施主体は、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱、同実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで事業実施状況の報告、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

#### 3 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を九州農政局長に報告するものとする。また、九州農政局長が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

#### 4 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

#### 5 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、九州農政局長に対してチェックシートを提出するものとする。

### 第12 補助金の返還

九州農政局長は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- 1 九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- 2 事業評価等の報告を怠った場合